

# 令和3(2021)年度 働き方改革実践セミナー&個別相談会

令和元(2019)年より働き方改革関連法が順次施行され、働き方が大きく見直されるとともに、昨年は改正労働施策総合推進法等も施行され、職場におけるハラスメント対策の義務化など、中小事業主にも順次適用されることとなりました。中小事業主における働き方改革、ハラスメント対策について詳しく解説します。

開催日時	内 容	開催場所 定 員	申 込 締 切
9月 9日(木) 13:30~	<b>ハラスメント対策</b> ~パワハラ、セクハラ、マタハラ等、職場におけるハラスメント に対して事業主が取り組むべきこととは~	トコトコ大田原 3階大会議室 大田原市中央 1-3-15 (20名)	8/31 (火)
	<b>働き方改革(同一労働同一賃金)</b> ~非正規雇用労働者への不合理な待遇差を解消するために~		
9月13日(月) 13:30~	<b>ハラスメント対策</b> ~パワハラ、セクハラ、マタハラ等、職場におけるハラスメント に対して事業主が取り組むべきこととは~	黒磯公民館3階 多目的ホール 那須塩原市桜町 1-5 (20名)	9/3 (金)
	<b>働き方改革(テレワークと生産性向上)</b> ~労働力の減少に対応する多様な働き方を考えてみませんか~		
10月6日(水) 13:30~	<b>ハラスメント対策</b> ~パワハラ、セクハラ、マタハラ等、職場におけるハラスメント に対して事業主が取り組むべきこととは~	矢板市生涯学習館 2階研修室1 矢板市矢板 106-2 (20名)	9/30 (木)
	<b>働き方改革(長時間労働を是正するために)</b> ~労働力を確保し魅力ある職場とするために~		

※「ハラスメント対策」は、各回とも同じ内容となっています。

## ◆日 程(各回共通)

受 付 13:00~

セミナー 13:30~14:00 「ハラスメント対策」  
栃木労働局雇用環境・均等室 職員

14:00~15:00 「働き方改革」  
栃木働き方改革推進支援センター

15:00~ 「個別相談会」(希望者)

専門家 等



## ◆対 象 経営者、人事労務責任者 等

- ◆申込方法 ○裏面の申込書に記載しFAX又はメールでお送りください。  
○定員を超えて参加できない場合は、ご連絡させていただきます。

※ **セミナーの参加に際しましては、マスクの着用、手指の消毒、検温にご協力ください。**

《主催》栃木県大田原労政事務所、栃木働き方改革推進支援センター(栃木労働局委託事業)  
《共催》大田原市、矢板市、那須塩原市、塩谷町、那須町、大田原商工会議所、黒羽商工会、  
湯津上商工会、矢板市商工会、那須塩原市商工会、西那須野商工会、塩谷町商工会、  
那須町商工会

お申込みについては裏面をご覧ください。

令和3(2021)年度

働き方改革実践セミナー&個別相談会申込書

1 参加希望（希望する日に○をつけてください。）

開催日時	定員	会場	申込締切	希望
9月 9日(木) 13:30~	20名	トコトコ大田原	8月31日(火)	
9月13日(月) 13:30~	20名	黒磯公民館	9月 3日(金)	
10月6日(水) 13:30~	20名	矢板市生涯学習館	9月30日(木)	

2 参加者氏名

企業・機関名		ふりがな 参加者氏名	
ご住所			
電話番号		FAX番号	

3 個別相談会への参加（希望する場合は記載してください。）

相談事項（相談したい事項に○を付けてください。）	相談内容
・働き方改革 ・テレワーク ・助成金 ・人材確保対策 ・その他（ ）	

- ◇ 個別相談会は申込状況をもとに、先着順に時間を調整させていただきます。（1社30分程度）
- ◇ 新型コロナウイルス感染症の状況により、セミナーを延期または中止する場合があります。その場合は、別途ご連絡します。
- ◇ トコトコ大田原会場（9月9日（木））の駐車場は、「大田原市中央立体駐車場」をご利用ください。

申込み・問合せ先

栃木県大田原労政事務所

☎0287-22-4158 FAX0287-22-5103

E-mail:otawara-roj@pref.tochigi.lg.jp